

内部資料

全旅連
AJRA
青年部

コラボキャンペーン事業

協定
商社会

宿泊施設バリアフリー化促進事業

改装したいけど
なかなか機会がない。
何か制度があれば使いたい。



補助金の有効活用を
ご提案します

改装には
資金が必要だし、
なかなか余裕が無い



100%補助がある
補助金を有効活用して…
自己資金無しで改装
出来ます!

やりたいけど…
申請書類とか、
むずかしそうで、面倒だ!



補助金申請も
代行します!

上限100万円迄全額補助!!

お申込み・お問合せはこちらへ

木と生きる幸福 住友林業ホームテック株式会社
住友林業 商業建築営業部 担当/加藤範子

TEL 03-5217-6513 FAX 03-5217-6607

E-Mail KATOU_noriko@ht.sfc.co.jp 定休日 水曜・日曜・祝日

フリガナ		フリガナ	
貴社名		ご担当者様名	
Eメール		電話番号	
住所		FAX番号	

補助対象事業者とは

補助対象事業者となる「宿泊事業者」とは、旅館業法第3条第1項の許可を受けた者をいう。

※ 本補助事業期間内に、同一の事業計画で国等の他の補助金、助成金等の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は補助対象外。

補助要件について

本事業を実施するための計画(宿泊施設バリアフリー化促進事業計画(※))を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受ける必要がある。

宿泊施設バリアフリー化促進事業計画の記載内容: 名称、住所、総客室数、延床面積、階数、構造、バリアフリー化の現在の整備状況・整備目標、宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計 等

補助対象事業(バリアフリー建築設計標準に含まれるもの)

- ① 客室における躯体工事を伴わない改修等で、次に掲げる場所で行うもの(定額・上限100万円)
- ② 共用部における改修等でバリアフリー化を促進するものとして次に掲げる場所で行うもの、客室の統合を伴う大規模改修(躯体工事を伴うものに限る)(1/2・上限500万円)

※ ①と②(客室の統合等を伴う大規模改修に限る)の両方を申請する際は、別々の客室としなければならない【改修内容】

- (1)手すり (2)スロープ(傾斜路) (3)出入口・廊下の拡幅 (4)エレベーター・段差解消用昇降機の設置
- (5)車いす使用者用便房への改修 (6)オストメイト用設備への改修
- (7)車いす使用者が利用しやすい浴槽への改修 (8)高さの調整が可能なシャワーバーの設置
- (9)レバー式水栓金具への改修 (10)着脱・高さの調節が可能な車いす対応ハンガーラック
- (11)視覚障害者誘導用ブロックの敷設 (12)段鼻の滑り止めの改修 (13)点字、音声等による案内板の設置
- (14)ピクトサインの設置 (15)その他バリアフリー化を促進するために必要であると大臣が認める事業



(1)手すり



(2)スロープ(傾斜路)



(5)車いす使用者用便房への改修



(13)点字、音声等による案内板の設置

事業フロー(主な流れ)

